

## ～遺贈寄付と相続税の節税について～

高齢化社会の日本において、昨今、「終活」という言葉がよく聞かれます。その中で自分の財産をどう今後の社会に活かしていくかを考えたとき「遺贈寄付」という方法があることはご存知でしょうか。

遺贈寄付（いぞうきふ）とは、遺言によって自分の遺産を寄付することを指します。またこの遺言による寄付のほか、相続財産の寄付、信託による寄付も含めた3つを総称して一般的に遺贈寄付と呼ばれています。遺贈寄付の意義と相続税の節税について説明をします。

### 1. 遺留金問題

身寄りのない人の遺産を市町村が預かる「遺留金」が増えているという問題があります。本来は、法定相続人がいない場合、利害関係者に遺産が分配され、その残額が国庫に入ります。しかし遺留金が少額しか残らなかった場合、国庫に納める手続き費用を賄えないため、国庫に入らず、地方公共団体が手つかずの状態では保管しているということが、問題となっているのです。この遺留金は引き取り手がないうまま積み上がり、現在は政府内でもその管理運用の対策が問われています。

### 2. 3つの遺贈寄付

#### (1) 遺言による遺贈寄付

本人(自分)が亡くなった場合、財産の全部または一部を遺贈先に寄付する旨、金額などを明記した遺言書を作成するもの。

#### (2) 相続財産からの寄付

遺産を受け取ることになった相続人が、相続した財産をNPO法人などに寄付するもの。

国や地方公共団体または特定の公益を目的とする事業を行う特定の法人などに寄付した場合、相続税の対象とならない特例があります。

#### (3) 信託による寄付

信託銀行などに自分の財産を管理運用してもらい、亡くなった後寄付されるように契約する。

### 3. 相続財産を公益法人などに寄附した場合の特例

相続や遺贈によって取得した財産を国や、地方公共団体又は特定の公益を目的とする事業を行う特定の法人などに寄附した場合や特定の公益信託の信託財産とするために支出した場合は、その寄附をした財産や支出した金銭は**相続税の対象としない特例**があります。

## Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.42 Sep'18

### 1. 国、地方公共団体又は特定の公益を目的とする事業を行う特定の法人などに寄附した場合の特例

この特例を受けるには、次の要件すべてに当てはまる必要があります。

- (1) 寄附した財産は、相続や遺贈によって取得した財産であること。  
相続や遺贈で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も含まれます。
- (2) 相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること。
- (3) 寄附した先が国や地方公共団体又は教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる特定の公益を目的とする事業を行う特定の法人（以下「特定の公益法人」と言います。）であること。

(注)特定の公益法人の範囲は独立行政法人や社会福祉法人などに限定されており、寄附の時点で既に設立されているものでなければなりません。

### 2. 相続や遺贈によって取得した金銭を特定の公益信託の信託財産とするために支出をした場合の特例

この特例を受けるには、次の要件すべてに当てはまる必要があります。

- (1) 支出した金銭は相続や遺贈で取得したものであること。  
相続や遺贈で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も含まれます。
- (2) その金銭を相続税の申告書の提出期限までに支出すること。
- (3) その公益信託が教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる一定のものであること。

### 3. 特定の適用除外

次の場合はこれらの特例が適用できません。

- (1) 寄附を受けた日から2年を経過した日までに特定公益法人又は特定の公益信託に該当しなくなった場合や特定の公益法人がその財産を公益を目的とする事業の用に使っていない場合。
- (2) 寄附または支出した人あるいは寄附または支出した人の親族などの相続税又は贈与税の負担が結果的に不当に減少することとなった場合

## Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.42 Sep'18

例えば、財産を寄附した人又は寄附した人の親族などが、寄附を受けた特定の公益法人などを利用して特別の利益を受けている場合は、これに該当することになります。

### 4. 特定の適用手続

相続税の申告書に寄附又は支出した財産の明細書や一定の証明書類を添付することが必要です。相続税の申告書の第14表が寄附又は支出した財産の明細書になっています。

(措法70、措令40の3、40の4、措規23の3、措通70-1-3、70-1-5、70-3-1)  
〔平成30年4月1日現在法令等〕

### 4. 今後の社会貢献のため

「寄付」という行為は、一部の人たちに限られたものではなく、一般の人たちにも広がっています。それは東日本大震災をはじめとする、国内で度重なる災害時に、人々が何か貢献できることはないかと考えたとき、たとえ少額でも寄付をするという方法を選択できるシステムが整ってきているからです。

前述した「遺留金」の問題も含め、将来の社会貢献という意味でも、積極的に遺産を活用してほしいと願う人たちは増えています。その時のために、遺贈寄付を検討したいということであれば、インターネット上で相談に乗ってくれるサイトがいくつかあります。自分の興味、あるいは節税対策と目的は様々ですが、一度向き合ってみるのも良いかもしれません。

\*一般的な寄付を表すときは「寄付」と書かれますが、税法上では「寄附」と書かれるため、本ファーム・ニュースでもそのように書き分けています。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <http://www.epcs.co.jp>